

平成24年第2回沖縄県議会臨時会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案3件、承認議案1件の合計4件であります。

それではまず、甲第1号議案から甲第3号議案までの予算議案についてご説明申し上げます。

甲第1号議案「平成24年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)」は、総額、113億2,493万9千円を計上しており、これを既決予算額6,806億7,300万円に加えた改予算額は、6,919億9,793万9千円となります。

歳出の主な内容について御説明申し上げますと、

沖縄振興特別推進交付金を活用して実施する事業に 98億7,885万円、

経済対策により造成した基金を取り崩して実施する事業に 14億4,608万9千円を計上しております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 80億7,622万7千円

繰入金 20億4,005万2千円

地方交付税 5億9,396万円

などとなっております。

甲第2号議案「平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、中城湾港新港地区における港湾機能の向上に資する大型タイヤクレーンの整備について、所要の補正を行うものであります。

甲第3号議案「平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）」は、中城湾港西原・与那原地区における、浮棧橋、ボートヤード、管理棟などの整備について、所要の補正を行うものであります。

最後に、乙第1号議案の承認議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要がありますが、同条例の改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第3項の規定によりこれを

報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。